

習志野市農業委員会総会議事録

平成23年第6回習志野市農業委員会は平成23年6月22日（水）
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 13名出席 欠席 5名

委員氏名（網かけは欠席委員）

1 番 伊藤 和彦	2 番 飯生 良	3 番 吉野 吉雄
4 番 中台 孝政	5 番 斉藤 健次	6 番 相原 和行
7 番 田久保 武士	8 番 木村 静子	9 番 市角 夏司
10 番 村山 光男	11 番 織戸 正裕	12 番 飯生 正己
13 番 織戸 和行	14 番 伊藤 豊	15 番 海老原 健治
16 番 佐々木 秀一		

会長職務代理者 吉野 弘司

会 長 廣瀬 博

1. 議事録署名人 7 番 田久保 武士 8 番 木村 静子委員

1. 議案審議結果

上 程 7 件 承 認 7 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午前11時00分

1. 付議事項

- ・議案第27号 標準処理期間の設定について
- ・議案第28号 下限面積の設定について
- ・議案第29号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- ・議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第31号 軽微な農地改良の届出書について
- ・報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	皆様、おはようございます。 ただいまより、平成２３年 第６回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 只今、平成２３年 第２回定例会が開催されております。本日は、予算特別委員会が行われ、市議会選出委員の２名が欠席でございます。 本日の欠席者は、６番 相原 和幸委員・１０番 村山 光男委員・１１番 織戸 正裕委員・１４番伊藤 豊委員・１６番 佐々木 秀一委員の欠席の報告がありました。 １８名中１３名の委員の出席をいただいております。 よって、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」の規定により議長より指名させていただきます。 ７番 田久保 武士委員、８番 木村 静子委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。 本日の議案案件は、 議案第２０号「農地法第３条の規定による許可申請」から議案第２６号の「習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会まで」の全７件でございます。 この７件の議案案件は、同じ内容のものはありません、今迄の皆様のご知識と意見を遠慮なく述べていただきたいと思います。 それでは事務局、議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請について、議案説明を求めます。
事務局	はい。議案第２０号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明します。農地法施行規則第２条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めるものです。 申請者 譲受人 ●● ●● 船橋市●●●—●●—●● 譲渡人 ●● ●● 習志野市●●●—●●—●● 地番と面積・所有者

	習志野市●●●—●●●● ●●●㎡ ●● ●● 習志野市●●●—●●●● ●●●㎡ ●● ●● 譲受人は、現在すでに●●●●㎡の経営地を持ち、世帯員５名のうち 従事日数１５０日以上の方が３名いらっしゃいます。農機具につきま しても農業経営を維持するに必要な内容が整っております。以上です。
議 長	事務局ご苦労さまでした。 続きまして、現地調査報告を土地所有者の地元である 齊藤 健次委員よりお願いします。
齊藤委員	議案第２０号の調査報告をさせていただきます。 調査につきましては、平成２３年６月１４日に農業委員１２名と事務局 ２名で行いました。また、現地においては、譲受人の●●氏と業者に立 会いをしていただきました。 譲受人の●●氏につきましては、船橋市にお住まいで、農地も全てが船 橋市に所有しており、今回、習志野市に農地を求めたのは、たまたま、 知り合いの不動産業者からの紹介があったようです。通作距離が３０分 かからないこと、また、日当たりが良く、手ごろな農地だったため、こ こに決めたようでございます。現在、船橋市では水稻が中心のようです が、畑では、葉物、根菜類を作付けており、習志野市で許可が降りたら、 主にホウレン草や小松菜など、葉物を中心に作っていきたいとのことで した。 以上で、議案第２０号の調査報告とさせていただきます。
議 長	齊藤委員、調査報告ご苦労さまでした。 私が聞いている範囲ですが、●●さんの息子さんは今農業大 学に通っていて、土地があれば将来人参を作りたいと話し ています。また●●さんですが、最近足腰も弱って調子が変わ るいとのことでした。 他に質疑がなければ採決に入りたいと思いますが、 その前に、事務局より補足説明があればお願いします。
事務局	特にございませんが、譲受人の●●氏ですが、通作には車で来られると思 いますので、駐車するスペースの確保と今回取得する土地は二筆に分かれて おり、間に赤道があるので、十分注意して作付け等するよう現地調査で確認 したところです。補足としては、以上でございます。

木村委員	その土地はどのような土地ですか。
事務局	はい。議案書の次のページに案内図がありますのでそちらをご覧ください。斜線の部分ですがこちらは市街化調整区域の農振地域です。習志野市には市街化調整区域と調整区域があります。調整区域には干潟、河川、農地、それと農地以外の土地です。調整区域の農地は農業振興地域といいます。こちらの土地は、農業振興地域の白地の土地ですが、道路等が接していないので開発は不可能な部分です。 以上です。
木村委員	農業振興地域というのはかなり厳しい規制がかかっている土地ですか。
事務局	はい。しかしそれ以上に厳しいのが農振農用地です。これは除外しない限り開発はできません。この区域は条件が整えば開発は可能です。ですが、必須条件があり今のところ当分開発は無理だと思われます。
木村委員	●●さんをご高齢ですが、残地が●●●●㎡ありますね。これもお一人でなさるんですか。
事務局	三筆あるのですが、残りの二筆は個人的に売買が済んで仮登記がついております。
木村委員	この土地は周りがかかなり開発されていますが宅地化される様な事はないですか。将来のことは今はわかりませんか。
議 長	2、3年で宅地にすることはないと●●さんはおっしゃっていますが・・
事務局	補足説明させて頂くと、農地法第3条だと農地を農地として買うので農家の方しか買うことはできません。開発ありきで買うわけではないので、今後半年とか一年後に転用したいといっても許可されないのではばらくは農業をして頂かなければ、という条件は付きます。
木村委員	売の方が何年間は宅地にしないでくださいというような要望はつけられないのですか。
事務局	はい、法律では、3年間は許可しないということになっています。

議 長	よろしいでしょうか。質問がないようでしたら、議案第 2 0 号について裁決に入りたいと思います。 議案第 2 0 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」裁決いたします。 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。・ ・ ・ ・ ・ 全員賛成を持ちまして、可決承認いただきましたので、千葉県知事宛に進達いたします。 続きまして、議案第 2 1 号 「習志野市農業委員会の辞職につき同意をもとめることについて」 事務局より、議案説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、議案第 2 1 号習志野市農業委員会農業委員の辞職につき同意を求めることについて、ご説明致します。農業委員会等に関する法律第 1 6 条の規定により、下記のものより農業委員会委員の辞職につき同意を求める旨の申出があったので同意について意見を求める。習志野市農業委員会会長廣瀬博。 1. 議席番号 1 0 番 2. 氏 名 村山 光男 3. 辞職届提出日 平成 2 3 年 5 月 3 0 日 4. 辞職の日 平成 2 3 年 6 月 3 0 日 5. 就任期間 農業共済組合推薦 2 1 年 6 月 2 2 日～平成 2 3 年 6 月 3 0 日 ※【農業委員会等に関する法律第 1 6 条】 委員又は会長は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。 事務局、ご苦労さまでした。 この議案第 2 1 号は、ご本人よりの退任の申し出によるもので、今後も習志野市内の農業者のため、農業委員として活躍して頂きたいところですが、先程も申し述べたように、本人の申し出であり引き止めることも困難と思いますが、ここで皆様に
議 長	

	お諮りいたします。 議案第２１号の農業委員の辞職について、同意する方は挙手願います。 議案第２１号は、全員賛成を持ちまして同意されました。 よって、市長に対しまして同意した旨の報告を、文書をもって回答いたします。 続きまして、議案第２２号 生産緑地のあっせん結果について、事務局より議案説明を求めます。
事務局	はい。議案第２２号 生産緑地のあっせん結果についてご説明 致します。 平成２３年５月２４日に開催された平成２３年第５回総会、議案第１９号において審議し各委員に地域農業者に生産緑地のあっせんを依頼した、その結果の報告を求めるものである。 生産緑地の申請地 習志野市●●●丁目●●●番、●●●番●の一部 （●●●第４生産緑地地区） 合計面積 ●●●●㎡ 買取希望額 ●●●●●●●円 回答期限 平成２３年６月２２日（水） 以上です。
議 長	先月の総会「議案第１９号」で皆様に生産緑地のあっせん依頼をお願いし、地元を持ち帰っていただきました。 本日、その結果を聞くものです。 ．．．皆様にお聞きいたします。 買取申出のありました地区の方はいますでしょうか？．．． 買取申出の有った地区は、挙手願います。 挙手ないようですが．．．市角さん同じ地元としていかがですか。
市角委員 議 長	立地条件はいいのですが、●●●千万円はちょっと大変ですね。 はい。それでは議案第２２号は買取申出希望者なしということ

	で市に回答いたします。
事務局	続きまして、議案第 23 号 農地法施行規則第 32 条第 1 号に関する農地転用届出について事務局より、議案説明を求めます。 それではご説明させていただきます。 農地法施行規則第 32 条第 1 号に関する農地転用届出について 申請者 ●● ●●、●● ●● （共有名義） 習志野市●●●－●－● 申請地 所在地 習志野市●●●●－● 地目 畑 面積 ●●㎡(●●●㎡のうち一部) 転用目的 農業用施設として 建物 農作業用倉庫 1 棟 (●●㎡) 営農状況 営農面積 田：●●●㎡ 畑：●●●●㎡ 農業従事者 4 名 (専農従事者 2 名、兼農従事者 2 名) 所有農機具 耕運機：1 台 トラクター：1 台 転用理由 県同千葉鎌ヶ谷松戸線拡幅工事に伴い、所有地の一部を提供するにあたり、当該用地に収納している農機具等の代替施設が必要なため。 工事費 ●●●●●●円 次のページに申請地の案内図がありますのでご覧下さい。 こちらは調整区域でございますので、通常家を建てたりする場合は許可申請になりますが、農業用の施設に転用する場合は 2 a 未満の場合であれば届出で良いとなっております。 以上です。
議長	事務局ご苦労さまでした。 つづいて調査報告を求めます。 申請者の地元より、飯生 正己委員より調査報告をお願いします。
飯生委員	議案第 23 号の調査報告をさせていただきます。 調査は、平成 23 年 6 月 14 日に農業委員 12 名と事務局 2 名で行いまし

議 長	た。 農業用倉庫の設置については、現在設置してある倉庫が、道路拡幅によって、使えなくなるということからの申請であるため、設置することについては、やむを得ないと考えます。 あとは、設置場所ですが、設置場所については、申請者の●●氏は何箇所か農地を所有しておりますが、申請場所は自宅から近いこと、また、比較的平らな場所で、トラクターも倉庫から出し入れが容易にできて、止めやすいという理由から、この場所に決めたようでございます。 以上で、議案第２３号の調査報告とさせていただきます。
事務局	飯生 正己委員、現地調査ご苦労さまでした。 事務局より補足説明がありましたらお願いします。 事務局、補足説明ございますか？・・・
議 長	はい。本案件については、交差点の道路拡幅に伴い、現在設置してある倉庫に替わる物を設置しようとするものですので、その辺を考慮していただき、ご審議をお願いいたします。 以上でございます。
市角委員	これより、議案第２３号の審議に入ります。 ご意見、ご質問等のある方は、挙手願います。
議 長	こういう事情では、これはやむを得ないと思いますが。 ありがとうございます。他にございますか・・・ 無いようですので、これより裁決に入りますが宜しいでしょうか？ 議案第２３号の 農地法施行規則第３２条第１号に関する農地転用届出について賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第２３号は 可決成立いたしましたので、本日付けを持ちまして証明書を発行することにいたします。 続きまして、議案第２４号に入ります。 事務局より、議案第２４号の 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明について

事務局	議案説明を求めます。 はい。それでは議案第 2 4 号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明についてご説明致します。 所在地 習志野市●●●丁目●●番●、●●番● 申請者 ●● ●● 習志野市●●●丁目●番●●号 面積 ●●番● ●●●㎡ ●●番● ●●㎡ 合計●●●㎡ 所有権取得時期及び原因 昭和 6 1 年 9 月 8 日、相続により取得 農地でなくなった時期及びその詳細 昭和 4 6 年 1 月 2 0 日住宅の建築による 事実を立証する書面及び写真 書面：建物登記事項証明書 写真：平成元年 1 月 2 2 日撮影の航空写真 証明を受けようとする理由 住宅立替えのため
議 長	事務局、ご苦労さまでした。 続いて、調査報告を申請地のすぐ近くにお住まいの飯生良委員より調査報告をお願いいたします。
飯生良委員	調査は私の家の近くでしたので 2 回ほど現地を確認いたしました。 昭和 4 6 年ごろというと、他でも、どんどん家が建てられた時代だったと思います。こちらの家は、築 4 0 年以上が経ち、丁度、立替を考えているときに地震があったようです。被害が大きく、これ以上、住んでいられなくなったようで、4 月ごろだったか、取り壊されました。固定資産税についても、今まで支払っていたと思いますし、間違いなく 4 月頃まで家は建っていました。 以上、議案第 2 4 号の調査報告といたします。
議 長	飯生良委員、ありがとうございました。 続いて、議案第 2 4 号の審議に入ります。ご質問等のある方は、挙手願います。
吉野職務代理	昭和 4 6 年に住宅建築とあるが、本来、その時に申請をしなければいけなかったのではないですか。
事務局	おっしゃるとおりでございます。 市街化調整区域と市街化区域を線引きしたのが、昭和 4 5、4 6 年頃ですの

議長	で、丁度、申請があつたり、なかつたりした時代だったと思います。 補足をさせていただきますと、現在、こちらは家が建っておりません。 20年前も家があったということで、その時の航空写真を付けていただいておりますが、現在、その家を取り壊されてなくなっているとなると、今まで生活してきたのであれば、光熱水費等の領収書を提出するよう指導しており、それをもって、県と協議する旨を申請者には伝えてあります。 以上です。 他に質問等ございますか・・・・ なければ、これより採決に入ります。 議案第24号の 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明について 裁決いたします。 議案第24号の「現状確認書」の発行に当たり、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして 「現状確認書」を発行するに当たり、県に進達いたします。 続いて、議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに ついて事務局より、議案説明を求めます。
事務局	はい。それでは、ご説明致します。 議案第25号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い。 平成23年6月7日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願いの提出があつたので審議を求める。 申請者（法定相続人） 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● （●●歳）●●の長女 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● （●●歳）長女の夫 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● （●●歳）●●の二女 買取り申し出事由 習志野市●●●丁目●●番●●号 の生じた者 ●● ●● （平成23年4月14日死亡）

議 長	緑地を解除することになれば、同時に他の方が所有している土地も解除されることになります。 生産緑地については、面積が500㎡以上ないと、指定を受けることができません。 このことについては、隣接農地所有者とは協議済みで、生産緑地が解除されることにより、税金が上がるなどについても、全て了解済みとのことです。 以上で、補足説明とさせていただきます。 続いて、議案第25号の質疑に入ります。 ご意見・ご質問等のある方は、挙手願います。
木村委員	名義が変わると生産緑地は、解除されてしまうのですか。
事務局	生産緑地を解除するには主たる従事者の証明願いが必要になります。それを付けて都市計画課で買取申出の手続きをするわけです。農業委員会の主たる従事者の証明がない限りはあっせんできません。あっせんされた土地というのは第一順位として、市県などの公共団体が買取申出をし、次に農業団体（農業委員会、JA）、そして次回の総会の時に地元であっせん希望者がいないのが確認できて初めて第三者にあたる不動産関係に話がいきます。そうなると、戸建やマンションなどが建つわけです。
木村委員	生産緑地というのはその方一代ですか。
事務局	はい。30年となっています。
議長	よろしいですか。 他に、ご意見・ご質問等がなければ、裁決に入ります。 議案第25号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、証明書を発行することを承認される方の同意を求めます。 同意される方は、挙手願います。
議 長	全員賛成を持ちまして 農業の主たる従事者の証明を発行することにいたします。 続きまして、議案第26号 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会につ

	いて 事務局より議案説明を求めます。 はい。議案第26号習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会についてご説明致します。 農用地区域からの除外申出に伴う習志野市農業振興地域整備計画を変更するに当たり、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）施行令第3条第3項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり意見照会がありましたので、意見を求める。 記 除外案件の概要 1. 除外地 習志野市●●●●●番地 地目 畑 除外面積 ●●●m² 事業計画者 船橋市●●●-●●● (株) ●●●● 土地所有者 習志野市●●●-●●-● ●● ●● 2. 除外地 習志野市●●●●●番地 地目 畑 除外面積 ●●●m² 事業計画者 船橋市●●●-●●● (株) ●●●● 土地所有者 習志野市●●●-●●-● ●● ●● 転用目的は2件とも、●●●●●の設置でございます。 事務局ご苦労さまでした。 続きまして、現地調査報告を飯生 良委員より報告をお願いします。
飯生良委員	はい。議案第26号の調査報告をさせていただきます。 調査は、平成23年6月14日に農業委員12名と事務局2名、現地で農政課職員と事業を行う業者に立会ってもらいました。 申請場所については、●●●●●の裏になります。 約●●●●●m²の面積を持つ、●●●●●を設置しようとするもので、今回は●●●●●を設置するに当たり、計画の中に農用地があるため、農業振興地域整備計画を変更して、農用地を解除しようとするものでございます。 市の方からは、農用地を解除することについての意見照会がありましたの

議 長	で、皆さんには、●●●●●を設置するにあたり、農用地を解除することに関しまして、ご意見をいただきたいと思います。 今回、解除するにあたっての理由といたしましては、まず、●●●●●は、健康増進スポーツ施設であり、若年層から高年層まで幅広く行われているスポーツであるということ。 事業計画によりますと、青少年●●●スクールを常設して、健康で逞しい青少年の育成を通じて次世代継承への道を拓く取り組みをしていくとのことようです。 単なる●●●●●施設としてではなく、地域に不可欠な健康増進施設として認知していただくと共に、本計画が地域振興の一助となる施設であるということをご理解いただきたいとのことでした。 また、本計画は、必要最小限にとどめ、既存農地の効率的な作業と農業上の土地利用には、支障を及ぼさないよう配慮し、現在の農地の集団性を損なわせることのないよう努めるとのことです。 今回、この土地を選定するまでの経緯と理由についてですが、最初は、酒々井周辺で探したようでございますが、地権者の協力や周辺住民から賛成が得られず断念したようでございます。 次に千葉市の農地に着目したようですが、隣接地に団地があり、更には、成田空港関連のジェット燃料の保存場所があることが判明し、断念したようでございます。 当初より、用地取得の立地要件として、インターチェンジの周辺で、交通アクセスの良い場所を探していたことから、今回、当該申請場所を選定したようでございます。 以上で、調査報告とさせていただきますが、本日、農政課の職員がお見えになると聞いておりますので、詳細については、この後、説明があるかと思っておりますので、これで終わらせていただきます。 飯生 良委員、調査報告ご苦労さまでした。 これより、議案第26号の質疑に入りますが、この案件につきましては、農政課より説明員として出席の同意をいただいております。 農政課の職員さんにつきましては、お忙しい中、説明員として、ご協力いただき有難うございます。 様々な、質問等が出るかと思いますが宜しくお願い致します。皆様に申し上げます。 この案件は、農地転用の開発内容の是非を審議するのは、次の
------------	--

農政課職員	機会となります。 この議案第26号は、開発する為に農用地を除外しなければ事業開発できませんが、この農用地を除外することにより、開発地域の周辺農地の営農状況に支障があるかなどを審議して頂くこととなります。 また、せっかく農政課職員が見えていますので、農用地とは何か、あるいは農用地を除外する要件等についても説明をしていただきたいと思います。 はい。それでは、農業振興地域制度について説明させていただきます。農業振興地域制度は、農業の振興を図るべき地域を定め、土地の有効活用と農業の近代化のための措置を計画的に推進し、農業の健全な発展を図ることを目的として「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」により設けられた制度です。 制度の仕組みにつきましては、1ページご覧下さい。 (1) 国（農林水産大臣）が、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて農用地の確保等に関する基本方針を策定します。 (2) 都道府県知事（千葉県）が、農林水産大臣と協議し、農業振興地域整備基本方針を定め、これに基づいて、都道府県知事（千葉県）は、農業振興地域を指定します。 (3) 指定を受けた市町村（習志野市）は、知事と協議し、農業振興地域整備計画を定めます。 以上、制度の目的と仕組みについて説明しましたが、習志野市の場合どのような地域が農業振興地域に指定されているが説明します。 2ページをご覧下さい。 習志野市の場合、市街化調整区域のうち、谷津干潟や菊田川などの水面以外の区域が農業振興地域に指定されています。市街化調整区域とは、都市計画法において市街化を抑制する区域をいいます。 また、習志野市の農業振興地域の面積につきましては、176ヘクタールとなっております。農業振興地域は、農用地区域と農用地区域外に分かれます。ここで、農用
-------	---

	地 区 域 外 は 一 般 的 に 白 地 と 呼 ば れ て い ま す 。 習 志 野 市 の 場 合 、 農 用 地 区 域 が 6 2 ヘ ク タ ー ル 、 農 用 地 区 域 外 が 1 1 4 ヘ ク タ ー ル に な り ま す 。 次 に 農 用 地 に つ い て 説 明 さ せ て い た だ き ま す 。 農 用 地 と は 、 農 地 及 び 採 草 放 牧 地 に 該 当 す る 土 地 の こ と を い い ま す 。 ま ず 、 農 地 と は 、 耕 作 を 目 的 に 供 さ れ る 土 地 の こ と を い い ま す 。 ま た 、 採 草 放 牧 地 と は 、 農 地 以 外 の 土 地 で 、 主 と し て 耕 作 又 は 養 蚕 の 事 業 の た め の 採 草 ま た は 家 畜 の 放 牧 の 目 的 に 供 さ れ る 土 地 を い い ま す 。 習 志 野 市 の 場 合 、 農 用 地 の 用 途 は 、 採 草 放 牧 地 は あ り ま せ ん の で 、 田 と 畑 に 限 ら れ て い ま す 。 こ の 農 用 地 区 域 か ら 除 外 し な け れ ば 、 そ れ 以 外 の 用 途 (例 え ば 、 分 家 住 宅 の 建 築 な ど) に 利 用 す る こ と が で き ま せ ン 。 次 に 、 こ の 農 用 地 の 除 外 要 件 と 除 外 の 手 続 き に つ い て 説 明 し ま す 。 3 ペ ー ジ を ご 覧 下 さ い 。 農 用 地 区 域 か ら の 除 外 に つ い て ご 説 明 い た し ま す 。 農 用 地 区 域 か ら の 除 外 に つ い て は 、 農 振 法 第 1 3 条 の 第 2 項 の 1 号 か ら 5 号 ま で の 全 て の 要 件 を 満 た す 必 要 が あ り ま す 。 ま ず 第 1 号 に つ い て 農 業 以 外 の 用 途 に 供 す る こ と が 必 要 か つ 適 当 で あ り 他 に 代 わ る 土 地 が な い こ と で す 。 事 業 計 画 者 は 、 千 葉 県 の 酒 々 井 町 、 成 田 市 、 東 京 都 の 江 戸 川 区 の 3 箇 所 で ● ● ● ● ● を 経 営 し て お り ま す 。 事 業 経 営 の 規 模 拡 大 で 、 既 存 施 設 が あ る 酒 々 井 町 周 辺 で 3 箇 所 、 さ ら に 千 葉 市 周 辺 で 3 箇 所 を 検 討 し た が 、 諸 条 件 で 折 り 合 わ ず 断 念 し た 。 そ し て 最 後 に 、 習 志 野 市 内 で 4 箇 所 検 討 し た が 、 ● ● 地 区 以 外 は 、 諸 条 件 で 折 り 合 わ な か っ た 。 こ こ で い う 諸 条 件 と は 、 地 権 者 の 同 意 等 で す (開 発 不 可) 。 つ ぎ に 、 候 補 地 に 埋 蔵 文 化 財 の 確 認 や 、 近 隣 に 既 設 の ● ● ● ● ● が あ り 、 競 合 圏 内 、 高 速 道 路 イン タ ー か ら の ア ク セ ス の 不 便 等 で す 。 必 要 か つ 適 当 で あ る と は 、 他 法 令 の 許 認 可 見 込 み が あ
--	---

	り、通常必要される面積等からみて、除外が過大でないことです。 3 ページの 3 番です。 転用許可見込みや開発行為許認可見込みなどです。 当該施設は、●●●●●●●●●●●●●●●● なので、周辺●●●や事業計画者が所有している既設の●●●の規模をみても、過大ではありません。 2 号要件は、農用地の集団化、効率的な農作業及び農業上の土地利用に支障が及ぼさないことです。 事業計画地周辺の農地の現況ですが、6 月 14 日（火）に農業委員と現地調査をして、ご存知だとおもいますが、事業計画地の北側から西側にかけは、山林や原野化されており、農地はありません。また、東側から南側にかけは、農用地区域に指定されている農地が多いが、休耕地状態の農地が多い状況です。 夜間営業の際の周辺農地への対応ですが、遮光板付き照明器具、遮光ネットなどを使用し、また、設置位置、数量、角度調整を行い 周辺農地に影響を与えないように配慮するとのことでございます。 このような状況を踏まえて、2 号要件を満たしている。 3 号要件ですが、 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。 効率的かつ安定的な農業経営を営む者とは、認定農業者等のことで、当計画地の農地を借りて農業経営の規模拡大をするものは、いません。 4 号要件ですが、 農用地区域内の土地の保全、利用上必要な施設の機能に支障を及ぼさないこと。 ここでの施設とは、農業用排水施設等で、土地改良施設の維持管理に支障がなく除外前と同様の機能が確保されること。本市該当なし。 5 号要件ですが、 土地改良事業が完了して8年を経過していること。 本市該当なし。次に手続きについてご説明いたします 5 ページをご覧ください。農用地からの除外申出は、土地所有者と事業計画者から市に申請があります。 除外申出の申請の受付は、年 2 回になります。5 月末と
--	---

議 長	1 1 月末です 申請を受付したら、農業委員会、農協、市建築指導課等に意見照会をお願いします。 これらの照会は、除外対象地の施設等の立地条件の確認を行うために必要となります。 市の促進協議会にて協議します。 市全体の農業振興、地域の状況を踏まえて判断することになります。 促進協議会の結果を受け、市から県に説明（事前協議の申出）をします。 県は、該当地の現地調査、土地利用対策連絡会にて審査します。 土地利用対策連絡会の結果、県が計画変更の内容に同意すれば、文書にて回答がきます（不同意）。 市は計画変更案の公告縦覧等を行います。 縦覧後、市から県に変更協議の申出を行います。県が同意すれば、文書にて回答がきます。 最後に市が計画変更の公告を行い、公告文の写しを県に送付します。手続き完了まで概ね7ヵ月間を要します。この農用区域からの除外が完了してから、更に農地転用許可申請、開発許可申請などが必要となりますので、すべての手続きが完了するまでには、約1年近くの期間が必要となります。 以上で農業振興地域制度等の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。 議案第26号に関して農政課職員から説明がありましたが、開発するにあたり農用地を除外しなければ開発はできない、という事で農業委員会の許可を取り農振の作業へ進むということになります。 それでは、審議に入りますが、ご意見・質問等のある方は挙手願います。 実際に畑を耕作しているのは何軒ですか。
------------	---

飯生良委員	2軒です。
木村委員	枠の中の広さはどの位ですか。
農政課職員	公募上で●●●●㎡位です。●●筆です。地権者は市を含めて●●名です。
事務局	先ほどの説明で他法令の関係がありますとの事でしたが、受理したということはそれらがクリアできたということですか。
農政課職員	これは市で協議した上で、あくまで見込みがあるという事です。
事務局	今回の申請が次回農業委員会に許可申請に来た時、内容があきらかに変更されている場合、継続されるのか白紙になるのかお尋ねします。
農政課職員	農用地を含んだ変更の場合認められないこともありますし、含んでない場合でも初めの計画でいって頂くしかありませんね。農政課の農用地協議会はそれで受けているので、内容が変わっては問題あると思います。
市角委員	(株) ●●●●さんとはどのような会社ですか。
農政課職員	(株) ●●●●とは、主に●●●●や病院経営、特別養護老人ホーム経営している会社です。
木村委員	近隣の農家の方の意向は入っているのですか。
農政課職員	はい、計画用地内外とも同意しています。
木村委員	計画用地内の方は耕作はしていないのですか。
農政課職員	はい、耕作はしていません。現地調査も行い確認しました。
中台委員	このように施設を建てる場合は道路幅の規制はないのですか。
農政課職員	道路幅は9mということになっています。最後の図面をご覧ください。 道路交通課の方にも意見照会という形で通してあります。下の赤道は計画に入れていません。

飯生(正)委員	建築指導課の許可がまだなのは、何か問題があるのですか。
農政課職員	細かい話し合いをして一つづつクリアーにしてからです。
飯生(正)委員	地権者の方は皆さん同意していらっしゃるのですか。
農政課職員	はい。全員賛成です。
木村委員	全員が賛成している中で農業委員が駄目だとは言えないのではないですか。
事務局	農業委員会としては、農地は農地として保有し、利用して頂くのがベストです。その中で転用できるのは止むを得ない場合に限りです。 もし今回の中で一人でも反対があれば計画できませんが、全員賛成という事で、農業委員会としては、周辺で農業をしている方に悪い影響を及ぼさない様に意見し、指導するということになります。
木村委員	本当に全員賛成なんですね。政府が自給率を30%にしようとしている中で、振興策をきちっとして頂かなければ、30%を守るのは難しいのではないですか。地方の方に任せている現状ですよね。農地として残して頂いて活用は無理なのですか。
吉野(吉)委員	現状を見た限りでは、あの辺りの農地復元は無理ですね。
伊藤(和)委員	農協の意見書として、隣接農地に迷惑をかけないことと、交通渋滞のことを提出させて頂きました。
議 長	質問等も尽きたようでございますので、これより採決に入ります。 その前に、農政課職員はお忙しいところ、有難うございました。退席して頂いて結構です。 農政課職員が退席する間暫時休憩いたします。 農政課職員が帰ったところで、改めてご質問等がある方は再度、挙手願います。・ ・ ・ ・

	なければ、議案第 26 号の裁決に入ります。 議案第 26 条の農用地の除外について、 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 賛成多数を持ちまして、議案第 26 号は承認されましたので、 本日付けで市長に対し意見の回答をいたします。 続いて、報告第 13 号ないし報告第 14 号でございますが 皆様すでにご覧頂いていると思いますが、 何かご質問等のある方がいましたら挙手願います。 ・・・・なければ その他の事項に移ります。 その他事項につきましては、事務局に進行をお願いいたします。 これを持ちまして、 平成 23 年第 6 回 習志野市農業委員会を終了いたします。 ご苦労さまでした。
--	--

--	--